

子どものいない夫婦に遺言書作成を すすめる理由



子どものいない夫婦こそ遺言書を書くべき？！

子どもがいない夫婦のどちらか一方が亡くなった場合、亡くなった人の財産はどうなるのでしょうか？

子どもがいないから全て配偶者に渡ると思いきや、そうではありません。遺言書がない場合、親や兄弟姉妹にも法定相続分があるため、残された配偶者は遺産分割協議を強いられることになります。

例えば、夫婦二人で家を購入し、長年暮らしてきたとします。夫が急逝し遺言書がなかった場合、家の所有権は配偶者と夫の兄弟姉妹（夫の親はいない）で分けることになります。兄弟姉妹との協議が難航すれば、家を売却せざるを得ない状況になるかもしれません。



子どものいない夫婦の一方が死亡したら

子どもがいない夫婦で一方が亡くなった場合、

親がいる場合 → 配偶者 $2/3$ 、親 $1/3$ の相続割合になります。

親が既に亡くなっている場合 → 配偶者と兄弟姉妹で $3/4$ と $1/4$ の割合で分けられます。

【具体例】

山田さんご夫婦には子どもがおらず、ご主人が他界しました。ご主人の両親は他界していたため、遺産は妻とご主人の兄弟3人で分ける必要がありました。結果として、ご主人名義だった預金や不動産を巡って兄弟と協議が難航。妻は精神的にも大きな負担を受けました。

よって、遺言書がなければ配偶者だけで遺産を相続することはできず、他の親族と協議が必要になります。

夫婦で遺言書を書き合うメリットと注意点

お互いに『全財産を配偶者に相続させる』という遺言書を書くことで、遺産分割協議が不要となり、精神的負担を軽減できます。

注意点として、死亡の順序で最終的な相続先（家系）が変わるため、「予備的遺言」で万一の場合の承継先も定めておくのが望ましいです。

【例】「予備的遺言」

夫：『全財産を妻に相続させる。妻が夫より先に死亡している場合は甥の健太に全財産を相続させる。』

妻：『全財産を夫に相続させる。夫が妻より先に死亡している場合は姪の花子に全財産を相続させる。』

このように**予備的遺言**を活用すれば、どちらが先に亡くなっても安心です。

公正証書遺言にすべき理由

子どものいない夫婦が遺言書を作成する場合、**自筆証書ではなく公正証書遺言が望ましいです**。公正証書遺言は家庭裁判所の検認不要で手続きがスムーズで、**内容の有効性も高く、争いの予防になります**。

【トラブル例】

自筆証書遺言を残していたものの、記載ミスが見つかり、家庭裁判所で検認が行われるも無効と判断されてしまったケースがあります。

公正証書遺言であれば、形式の不備による無効のリスクが大幅に軽減されます。

夫婦で遺言書を作成する際の注意点

夫婦共同の遺言書は無効となるため、必ず別々に各 1 通ずつ作成する必要があります。また、**公正証書遺言にした場合には、手数料はそれぞれに発生します**。

【注意】

- ・必ず夫と妻でそれぞれ 1 通ずつ作成すること。
- ・公正証書遺言にする場合、それぞれに手数料が発生します。

若い子どものいない夫婦や DINKs 夫婦にも必要

若年夫婦でも事故や病気は突然訪れる可能性があるため、将来に備えて遺言書を検討するべきです。

DINKs 夫婦は財産管理が分かれていることも多く、死後の財産整理をスムーズにするためにも遺言書は重要です。

【背景】

近年はライフスタイルの多様化により、子供を持たない DINKs 夫婦が増えています。

共働きで築いた財産は、どちらかが死亡した後のことを想定して遺言でしっかりと承継先を決めておく必要があります。

遺言書はより良い方法

遺言書は『書かなければならない』というものではなく、**夫婦がお互いに支え合う手段としての『より良い方法』のひとつです。**

子どもの有無にかかわらず、自分たちの意思を将来にしっかりと伝えるためにも、前向きにご検討いただければと思います。

まとめ

子どもがいない夫婦こそ、遺言書を作成しておく必要があると思います。遺された配偶者の安心、親族とのトラブル回避、将来の財産承継のためにも、公正証書遺言で正式に遺言書を準備しておくことをおすすめします。

○子どもがいない夫婦は相続人が配偶者以外にも存在するため、トラブルになりやすいといえます。

○遺言書は配偶者を守るための強い手段といえます

○夫婦で別々に、公正証書で作成をおすすめします。

「遺言書作成は、ご自身と配偶者の未来を守るための『愛の証』です。」